

§ 7. 試験日当日の注意事項

7-1. 試験日当日の携行品

(1)「第一次試験」(学科)

- ①必ず携行するもの：受験票(マイページからダウンロードしたものを必ず印刷したうえで試験会場に持参して下さい。スマートフォン等電子機器での画面上の受験票提示では試験が受けられませんので注意して下さい。)、黒鉛筆又はシャープペン(HB又はB程度)、消しゴム
- ②携行できるもの：電卓(加減乗除、ルート、メモリー、%機能、関数機能を限度とし、プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの)、鉛筆ケズリ、時計(通信機能、計算機能がないもの)、法令集(「建築一般知識」及び「建築法規」の時間に限り、法令集の持込みを許可し、建築法規の問題を解答する場合に限り、その使用を認めています。ただし、条文等の順序の入替えや関連条文等の挿入を行っている法令集の使用は認めていません。また、簡単な書込みや印刷以外に解説等があるものも認めていません。使用を認めている簡単な書込みや印刷とは、関連法令の名称、番号、掲載ページ等を示す脚注や改正年月日、アンダーライン程度までです。詳細は、「7-2.「第一次試験」(学科)試験会場に持込みできる法令集について」を参照)
- ③携行できないもの：ボールペン(消せるものを含む)、電動消しゴム、その他上記①・②以外のもの

(2)「第二次試験」(設計製図)

- ①必ず携行するもの：受験票、黒鉛筆又はシャープペン(HB又はB程度)、消しゴム
- ②携行できるもの：電卓(加減乗除、ルート、メモリー、%機能、関数機能を限度とし、プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの)、製図板(45cm×60cm程度、傾斜台(まくら)の使用可)、T定規(60cm程度)、平行定規(平行定規は、製図板に水平線を引くための定規のみがついているものに限る)、その他の定規(直定規、三角定規、雲型定規)、円・だ円・正三角形・正方形及び文字用の型板(テンプレート)、三角スケール、分度器、コンパス、ディバイダー、ハケ、画びょう、製図用テープ、しんホルダー、鉛筆ケズリ、字消し板、問題チェック用の蛍光ペン・色鉛筆等、時計(通信機能、計算機能がないもの)
- ③携行できないもの：ドラフター、問題用紙つり器具、認めている図形及び文字用以外の型板(テンプレート)、ソロバン、メモ用紙、トレーシングペーパー、電動消しゴム、その他上記①・②以外のもの
※上記①・②であっても、他の受験者の妨げとなるおそれのあるもの等不適当なものは持込みを認めていません。
- ④屋食について：試験中は、外出することはできませんので、屋食が必要な方は、各自持参して下さい。また、屋食は、試験時間中にとってもかまいませんが、他の受験者の迷惑にならないように、自分の席で適宜すませるようにして下さい。

(注) 試験場への飲物の持ち込みについては、ペットボトル等のふた付きのものに限り認めます。

■無線通信機器について

携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、電話機能やメールの送受信機能がある時計等の無線通信機器については、試験時間中の使用は禁止します。試験時間中に使用した場合は不正行為とみなし、処分の対象となります。なお、無線通信機器を試験室内に持ち込む場合には、注意事項等説明時に、「無線通信機器入封筒」を配布しますので、電源を切ってその中に入れ、試験終了まで机の上に置いて各自で管理して下さい。

7-2. 「第一次試験」(学科)試験会場に持込みできる法令集について

■「建築一般知識」及び「建築法規」の時間に限り、次の1及び2の条件を満たす法令集の持込みを許可し、建築法規の問題を解答する場合に限り、その使用を認めています。なお、当該時間において、持込み法令集の確認を行います。

条件1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと(条文等の省略は認められる)。

条件2. 次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示(法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする)

ロ. 改正年月日

ハ. アンダーライン

■持込みを許可している法令集以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、注意して下さい。